

生活の指針

この生活の指針は、生徒諸君が本校の教育方針に従い、よりよい学校生活を送るために必要と思われることの大綱を示したものです。本校生徒は、この生活の指針を理解し遵守してください。

(1) 学習

- ① 学習は生徒の本分であることをわきまえ、さらに将来の目的達成のため、常に自主的な学習活動をする。
- ② 教室の美化・整頓・換気に留意する。学習はなごやかに、主体的に、そして能率的に進められるように協力する。
- ③ 教室において定められた席を原則として変更してはいけない。
- ④ 授業に遅刻した時は、静かに入り、先生に理由を申し出る。
- ⑤ 授業中、病気その他の理由で、入退室する時は先生に許可をうける。

(2) 礼儀

- ① 礼儀作法は、人格の表現であり、態度・言葉は心の鏡である。お互いに挨拶をかわし、来賓・保護者に対しても常に礼を失わないように心がける。品位のある言葉づかいを旨として、節度ある行動をとる。
- ② お互いに人格を尊重し、明朗にして公明正大であることを心がける。

(3) 生活一般

- ① 登校・下校
 - (ア) ホームルーム開始午前8時50分より前に登校し、静かに始業を待つ。
 - (イ) 午後5時30分までに下校する。
 - (ウ) 登校後やむをえぬ用事で校外に出る場合には、必ず外出許可証を担任より受けて外出する。
 - (エ) 欠席・遅刻の場合は「欠席等連絡システム」を用いて連絡する。
- ② 所持品
 - (ア) 学習生活に特に必要のないもの、華美なもの、品位を害するような物品の所持は望ましくない。
 - (イ) 金銭・その他貴重品の貸借は原則として禁ずる。
 - (ウ) 金銭・貴重品・その他の所持品は、各自のロッカーに鍵を掛けて保管する。
- ③ 校内生活
 - (ア) 校舎・校具その他の公共物を大切にし、常に教室内外の整理・整頓・美化につとめる。
 - (イ) 更衣室の使用については、常に清潔にし、私物を放置しないように留意する。
 - (ウ) 火災報知器・防火シャッター・消火器などに必要もなく手をふれてはならない。また、立ち入りを禁止されている場所には出入りしない。
 - (エ) 窓外のひさしに出ることを禁止する。

- (オ) 昼食等は所定の場所でとり、飲食のマナーを守る。
- (カ) 生徒は、集会などを利用して、特定の政治活動・宗教活動をしてはいけない。
- (キ) 携帯電話・スマートフォンの使用については、試験中は必ず電源を切ってカバンの中等にしまっておく。
- (ク) 携帯電話・スマートフォン等を介した「ネット上」等での問題行動に十分注意する。
- (ケ) SNS等、公開されている場で誹謗中傷したり、無断で他人の写真等を掲載したりしない。
- (コ) いじめは、いじめを受けた生徒の尊厳を損なう人間として絶対に許されない行為である。いじめは行ってはならない。
- (サ) 下校の際は、戸締り・消灯・エアコンの消し忘れに十分留意する。

④ 校外生活

- (ア) 登下校の際には、交通規則をよく守り、事故をおこさないよう留意する。また、乗物内では品 位を保ち、他人に迷惑をかけないようにする。
- (イ) バイク・電動キックボードや自動車を運転し、またはそれに同乗して登下校することは禁止する。また、登下校以外でも制服でのバイク・電動キックボードや自動車の運転及び同乗は禁止する。
- (ウ) アルバイトを行う場合には、学校生活に支障のないように職種・労働時間・期間等を保護者と十分に相談のうえ、担任にアルバイト届を提出する。

15. 服装規定

以下の事項は、生徒手帳に掲載されているものをそのまま記載したものです。制服等を準備されるとき参考にしてください。

「服装は、すべて清楚・端正を旨として、品位を失わないように心掛け、華美・粗野をつつしむ。

登下校の際には、必ず本校所定の制服（バッジ付）を着用する。」

1 制服

(1) 冬季制服（左襟にバッジ）

（上衣） 紺色のシングル3つボタン（ブレザー型。胸ポケットに2本の刺繍入り）。

（スラックス） 紺色で濃紫のチェック柄。

（スカート） スカートの紺色の織柄（裾に2本のライン刺繍入り）または紫色のチェック柄（裾にオリジナルマークの刺繍入り）。丈はひざ頭がかくれる程度。

（ワイシャツまたはブラウス・ネクタイまたはリボン）

白ワイシャツまたは白のブラウス。指定のネクタイまたはリボン。

(2) 夏季制服

白色のワイシャツ、ブラウス、またはポロシャツ。

(3)その他

カーディガン・セーター・ベストをワイシャツ、ブラウスの上に着用してもよい。

フードのあるもの（コート類を除く）の着用は認めない。

式典（始業式、入学式、卒業式など）は正装が原則

（ただし、1学期終業式と2学期始業式は夏季制服）

(4)衣替えについて

4月1日～30日、11月1日～3月31日を冬季制服期間とし、ブレザーを着用する。

5月1日～10月31日は各自の体調および寒暖等により判断する。行事や入試などでは必要に応じて対応する。

2 靴

登下校・校舎内は革靴または運動靴とする。サンダル等を禁止する。

3 体育着

体育の授業には所定のものを着用する。

4 身だしなみ

頭髪は、パーマ・染色・脱色等は禁止する。

装飾品・化粧等は禁止する。

規定外のネクタイ及びリボンは禁止する。

16. 自転車通学について

【自転車通学の条件】

- ① 原則として、本校までの通学距離が直線にして1km以上の生徒が対象になります。
- ② 本校で実施する交通ルール筆記試験に合格し、自転車運転免許証の交付を受ける必要があります。
- ③ 自転車保険または総合保険に加入する必要があります。

【申請から許可まで】

- ① 本冊子に綴じ込みされている「自転車通学願」に黒のペンで記入し、保護者の印鑑を押印し、3月12日（火）に提出してください。その際、既に自転車保険等に加入している場合は、保険証書の写しを「自転車通学願」の裏に添付して提出してください。入学式の日**4月7日（火）**に新たに保険に加入する場合は添付しなくて構いません。本紙の「自転車保険の加入について」を参照してください。
- ② 入学後、交通ルール筆記試験があります。合格者には自転車通学を許可し、「自転車運転免許証」、「自転車通学許可証」、「ステッカー」を交付します。ステッカーは自転車の見やすい位置に貼り付けてください。なお、後日ステッカー代および駐輪場整備代として100円徴収いたします。

※ 自宅から最寄駅まで自転車を利用する場合は、「自転車通学願」を提出する必要はありません。但し、「自転車保険」への加入を勧めます。

【申請が許可されたら】

- ① 校内の駐輪は、指定された場所に駐輪してください。
- ② 駐輪した際には、必ず施錠してください。
- ③ 自転車には名前を明記し、防犯登録をしてください。
- ④ 通学経路は、安全な経路を選んでください。
- ⑤ 道路交通法を遵守し、安全運転を心掛けてください。
- ⑥ 安全運転義務違反、右側通行、信号無視、携帯電話やスマートフォン操作・イヤホンヘッドホン使用での運転、二人乗り、傘さし運転等の交通違反は絶対にしないでください。
- ⑦ 万が一、事故にあった場合は、すぐに警察と学校に連絡してください。
- ⑧ 年度途中で、届出事項に変更が生じた場合は、速やかに申し出てください。

(転居による住所変更、通学経路の変更、自転車の変更など)

各項目が守れない場合は、自転車通学の許可を取り消すことがあります。

【自転車保険の加入について】

近年、高校生の自転車事故が増えています。また、加害者になる事故も急増し、高額な損害賠償を請求される場合もあります。本校ではそのような状況を考慮し、自転車保険の加入を自転車通学の条件としました。自転車保険の受付は、4月8日(月)のHR終了後に行います。

生徒証の記入例

鉛筆書きで合格通知書番号を記入

<p>高等課程 生徒証 No.</p> <p>全日制普通科 (令和7年度生)</p> <p>下記の者は本校の生徒であることを証明する。</p> <p>写真は貼らない</p> <p>氏名 神奈川 太郎</p> <p>平成27年4月3日生 (15歳)</p> <p>住所 川崎市多摩区中野島 ×-の-△</p> <p>変更</p> <p>令和7年4月1日発行 川崎市多摩区長沢3-17-1 神奈川県立生田高等学校長 (印)</p>	<p style="text-align: center;">通学区間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>利用交通機関</th> <th>通学区間</th> <th>確認印</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JR南武線</td> <td>中野島 ~ 登戸</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小田急線</td> <td>登戸 ~ 生田</td> <td></td> </tr> <tr> <td>川崎市バス</td> <td>生田駅 ~ 生田高校前</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>~</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>~</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>~</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>~</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; font-size: small;">令和10年3月31日まで有効 確認印のない区間変更無効</p>	利用交通機関	通学区間	確認印	JR南武線	中野島 ~ 登戸		小田急線	登戸 ~ 生田		川崎市バス	生田駅 ~ 生田高校前			~			~			~			~		<p>自転車運転免許証 色No.</p> <p style="text-align: center;"> 交通ルールを守ります</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: center;">交付 令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">神奈川県立生田高等学校</p>
利用交通機関	通学区間	確認印																								
JR南武線	中野島 ~ 登戸																									
小田急線	登戸 ~ 生田																									
川崎市バス	生田駅 ~ 生田高校前																									
	~																									
	~																									
	~																									
	~																									

(例) 徒歩 JR南武線 小田急線 川崎市営バス 徒歩
 自宅 → 中野島駅 → 登戸駅 → 生田駅 → 生田高校前 → 学校

生田高等学校の最寄りバス停 川崎市バス (生田高校前・鷺ヶ峰営業所前・神原小学校前)
 生田高等学校の最寄りバス停 小田急バス (生田高校前)

※徒歩や自転車で通学する場合、通学区間に鉛筆で「徒歩」や「自転車」と記入する。

利用交通機関と通学区間の記入について

通学のためにバス、電車等交通機関を利用する人は記入例を参考に記入してください。

通学定期を購入できる区間は、自宅の最寄り駅と学校の最寄り駅との相互間となります。小田急線の学校の最寄り駅は生田駅となりますが、多摩線及び町田方面から利用する場合、新百合ヶ丘駅・百合ヶ丘駅の利用が可能です。通学区間は入学後も変更できますが、予備校に通うため等、通学以外の目的で変更はできません。通学区間を変更する場合は、生徒等身上事項異動届に生徒証を添えて、担任の先生へ提出してください。